

制 度 名	木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業	主管課名	建築指導課・企画 G		
		問合せ先	029-301-4716		
目的・趣旨	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、木造住宅の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全確保の促進を図る。				
〔対象団体〕 県内全市町村					
〔対象事業〕 市町村が社会資本整備総合交付金交付要綱に従って行う以下の事業 ・木造住宅耐震診断 ・木造住宅耐震改修 ・総合支援メニュー（木造住宅の耐震設計及び耐震改修） ・木造住宅部分改修 ・ブロック塀等の安全確保					
〔補助要件等〕 市町村耐震改修促進計画に基づき実施する事業であること					
〔対象経費〕 ・木造住宅耐震診断 : 耐震診断士の派遣又は耐震診断に要する費用 ・木造住宅耐震改修 : 耐震改修、建替え又は除却に要する費用 ・総合支援メニュー : 耐震改修又は建替えに要する費用 ・木造住宅部分改修 : 部分改修又は耐震シェルター等の設置に要する費用 ・ブロック塀等の安全確保 : 耐震診断、耐震改修、建替え又は除却に要する費用					
〔補助限度額等〕 ・木造住宅耐震診断 : 県補助上限 24 千円 ・木造住宅耐震改修 : 県補助上限 244 千円 ・総合支援メニュー : 県補助上限 287 千円 ・木造住宅部分改修 : 県補助上限 125 千円 ・ブロック塀等の安全確保 : 県補助上限 25 千円					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
木造住宅耐震診断（耐震診断士派遣）		1/2	1/4	1/4	—
木造住宅耐震診断（耐震診断費補助）		1/3	1/6	1/6	—
木造住宅耐震改修		11.5%	5.75%	5.75%	—
総合支援メニュー		2/5	1/5	1/5	—
木造住宅部分改修		2/5	1/5	1/5	—
ブロック塀等の安全確保		1/3	1/6	1/6	—
〔令和 8 年度当初予算額〕 107,091 千円		〔令和 8 年度補助対象団体〕 水戸市外 43 団体			
〔備考〕					